

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるように働き方を見直し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月1日 ~ 令和2年8月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を100%にすること
女性社員・・・取得率を100%にすること

<対策>

- 平成29年9月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握し、制度の周知を行う。
- 平成29年9月～ 育児休業の取得希望者を対象とした声かけの実施。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得率を次の水準以上にする。
全社員・・・取得率を50%以上にする

<対策>

- 平成29年9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 平成29年9月～ 有給休暇取得推奨日を設定する。
- 平成29年9月～ 管理職、周囲からの声かけの実施。

UNI|ROCK